

ID: 1718

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業及び第1号通所事業)者の指定
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の45の5
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定事業者の指定) 第115条の45の5 第115条の45の3第1項の指定(第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 【基準】 根拠条文及び省令第140条の63の6の規定による。 (法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準) 第140条の63の6 法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 第1号事業(第1号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準 イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準(地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準 ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準 ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準 (2) 第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)	
標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日